

○EDINETタクソノミの概要説明 新旧対照表

新	旧																		
<p>2-1 XBRL 対象範囲の拡大</p> <p>2-1-3 修正国際基準の対応</p> <p>(内容は『EDINETタクソノミの概要説明』を参照してください。)</p> <p>2-5 要素のラベルと表示との関係</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">図表 2-5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>ケース</th> <th>ルール(上段)及び例外(下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け</td> <td>ラベルの上書きは不可とします。 表示科目とラベルとは、次の限定的な例外を除き一致するようにします。 例外 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け</td> <td>ラベルの上書きは、次の限定的な例外を除き不可とします。 表示科目とラベルとは、一致するようにします。 例外 表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては表示科目とラベルとの不一致を認めます(可能な場合、ラベルを上書きし一致させることも可)。 ・経営指標等中のIFRS、修正国際基準又は米国基準に係る要素。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)	1	財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け	ラベルの上書きは不可とします。 表示科目とラベルとは、次の限定的な例外を除き一致するようにします。 例外 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。	2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	ラベルの上書きは、次の限定的な例外を除き不可とします。 表示科目とラベルとは、一致するようにします。 例外 表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては表示科目とラベルとの不一致を認めます(可能な場合、ラベルを上書きし一致させることも可)。 ・経営指標等中のIFRS、修正国際基準又は米国基準に係る要素。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。	<p>2-1 XBRL 対象範囲の拡大</p> <p>(追加)</p> <p>2-5 要素のラベルと表示との関係</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">図表 2-5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>ケース</th> <th>ルール(上段)及び例外(下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け</td> <td>ラベルの上書きは不可とします。 表示科目とラベルとは、次の限定的な例外を除き一致するようにします。 例外 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け</td> <td>ラベルの上書きは、次の限定的な例外を除き不可とします。 表示科目とラベルとは、一致するようにします。 例外 表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては表示科目とラベルとの不一致を認めます(可能な場合、ラベルを上書きし一致させることも可)。 ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)	1	財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け	ラベルの上書きは不可とします。 表示科目とラベルとは、次の限定的な例外を除き一致するようにします。 例外 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。	2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	ラベルの上書きは、次の限定的な例外を除き不可とします。 表示科目とラベルとは、一致するようにします。 例外 表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては表示科目とラベルとの不一致を認めます(可能な場合、ラベルを上書きし一致させることも可)。 ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。
No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)																	
1	財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け	ラベルの上書きは不可とします。 表示科目とラベルとは、次の限定的な例外を除き一致するようにします。 例外 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。																	
2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	ラベルの上書きは、次の限定的な例外を除き不可とします。 表示科目とラベルとは、一致するようにします。 例外 表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては表示科目とラベルとの不一致を認めます(可能な場合、ラベルを上書きし一致させることも可)。 ・経営指標等中のIFRS、修正国際基準又は米国基準に係る要素。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。																	
No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)																	
1	財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け	ラベルの上書きは不可とします。 表示科目とラベルとは、次の限定的な例外を除き一致するようにします。 例外 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。																	
2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	ラベルの上書きは、次の限定的な例外を除き不可とします。 表示科目とラベルとは、一致するようにします。 例外 表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては表示科目とラベルとの不一致を認めます(可能な場合、ラベルを上書きし一致させることも可)。 ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。																	

新

2-6 詳細タグ付けの範囲及び方針

2-6-1 財務諸表本表

次の様式の網掛けされている項目は、詳細タグ付けの範囲です。

ただし、IFRS 財務諸表の詳細タグ付けは、任意です。修正国際基準又は米国基準に基づく財務諸表は、詳細タグ付けしません。

旧

2-6 詳細タグ付けの範囲及び方針

2-6-1 財務諸表本表

次の様式の網掛けされている項目は、詳細タグ付けの範囲です。

ただし、IFRS 財務諸表の詳細タグ付けは、任意です。米国基準財務諸表は、詳細タグ付けしません。

新	旧
<p style="text-align: center;">2-6-2 開示府令</p> <p>(略)</p> <p>➡ 財務諸表</p> <p>〔日本基準〕</p> <p>財務諸表本表は、詳細タグ付けします。</p> <p>連結個別及び純資産科目は、ディメンションで定義します。注記事項については、次の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」から「セグメント情報等」までを参照してください。</p> <p>〔IFRS〕</p> <p>詳細タグ付けは、任意とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 詳細タグ付けしない場合 詳細タグ付けしない場合は、「<u>開示府令タクソミ</u>」の様式ツリーの包括タグを用います。注記事項が複数ファイルになる場合は、二つ目以降のファイルは連番を付与した要素を定義します。 ● 詳細タグ付けする場合 IFRS 財務諸表の一部又は全部を詳細タグ付けする場合は、別インスタンスとし、IFRS タクソミを用いてタグ付けします。 詳細タグ付けの範囲については、次の三つの中から任意に選択します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 財務諸表本表のみ詳細タグ付け。 (2) 財務諸表本表及びセグメント情報を詳細タグ付け。 (3) 財務諸表全体を詳細タグ付け。 <p>なお、詳細タグ付けしない範囲については、IFRS タクソミのテキストブロック要素又は IFRS タクソミの提出者別追加要素として定義したテキストブロック要素を用いてタグ付けする必要があります。</p> <p>〔<u>修正国際基準</u>〕</p> <p><u>詳細タグ付けしません。</u> <u>「開示府令タクソミ」の様式ツリーの包括タグを用います。注記事項が複数ファイルになる場合は、二つ目以降のファイルは連番を付与した要素を定義します。</u></p> <p>〔<u>米国基準</u>〕</p> <p>詳細タグ付けしません。 <u>「開示府令タクソミ」の様式ツリーの包括タグを用います。注記事項が複数ファイルになる場合は、二つ目以降のファイルは連番を付与した要素を定義します。</u></p>	<p style="text-align: center;">2-6-2 開示府令</p> <p>(略)</p> <p>➡ 財務諸表</p> <p>〔日本基準〕</p> <p>財務諸表本表は、詳細タグ付けします。</p> <p>連結個別及び純資産科目は、ディメンションで定義します。注記事項については、次の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」から「セグメント情報等」までを参照してください。</p> <p>〔IFRS〕</p> <p>詳細タグ付けは、任意とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 詳細タグ付けしない場合 詳細タグ付けしない場合は、「<u>開示府令タクソミ</u>」の様式ツリーの包括タグを用います。注記事項が複数ファイルになる場合は、二つ目以降のファイルは連番を付与した要素を定義します。 ● 詳細タグ付けする場合 IFRS 財務諸表の一部又は全部を詳細タグ付けする場合は、別インスタンスとし、IFRS タクソミを用いてタグ付けします。 詳細タグ付けの範囲については、次の三つの中から任意に選択します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 財務諸表本表のみ詳細タグ付け。 (2) 財務諸表本表及びセグメント情報を詳細タグ付け。 (3) 財務諸表全体を詳細タグ付け。 <p>なお、詳細タグ付けしない範囲については、IFRS タクソミのテキストブロック要素又は IFRS タクソミの提出者別追加要素として定義したテキストブロック要素を用いてタグ付けする必要があります。</p> <p>(追加)</p> <p>〔<u>米国基準</u>〕</p> <p>詳細タグ付けしません。 <u>「開示府令タクソミ」の様式ツリーの包括タグを用います。注記事項が複数ファイルになる場合は、二つ目以降のファイルは連番を付与した要素を定義します。</u></p>